

○環境省告示第四十号

土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第四項第二号の規定に基づき、土壤汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壤含有量調査に係る測定方法（平成十五年三月環境省告示第十九号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

環境大臣 浅尾慶一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改 正 後	改 正 前
-------------	-------------

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格（以下「規格」という。） <u>K0102-3 14.2、14.3、14.4</u> 又は <u>14.5</u> に定める方法（準備操作にあつては、 <u>4.2.4.5</u> に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	<u>規格 K0102-3 24.3</u> （ただし、 <u>24.3.7</u> を除く。）に定める方法（ただし、 <u>24.3.2</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、 <u>規格 K0170-7 7</u> の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	<u>規格 K0102-2 9.4、9.5、9.6</u> 又は <u>9.7</u> に定める方法
(略)	(略)
セレン及びその化合物	<u>規格 K0102-3 26.2、26.3</u> 又は <u>26.4</u> に定める方法
鉛及びその化合物	<u>規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4</u> 又は <u>13.5</u> に定める方法（準備操作にあ

別表

特定有害物質の種類	測定方法
カドミウム及びその化合物	日本産業規格 <u>K0102</u> （以下「規格」という。） <u>55</u> に定める方法（準備操作にあつては、 <u>規格 52</u> の備考 <u>6</u> に定める方法を除く。）
六価クロム化合物	<u>規格 65.2</u> （ただし、 <u>規格 65.2.7</u> を除く。）に定める方法（ただし、 <u>規格 65.2.6</u> に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、 <u>日本産業規格 K0170-7</u> の <u>7</u> の a)又は b)に定める操作を行うものとする。）
シアン化合物	<u>規格 38</u> に定める方法（ <u>規格 38.1</u> 及び <u>38</u> の備考 <u>11</u> に定める方法を除く。）
(略)	(略)
セレン及びその化合物	<u>規格 67.2、67.3</u> 又は <u>67.4</u> に定める方法
鉛及びその化合物	<u>規格 54</u> に定める方法（準備操作にあ

	つては、 <u>4.2.4.5</u> に定める方法を除く。)
砒素及びその化合物	<u>規格 K0102-3 20.2、20.3、20.4 又は 20.5</u> に定める方法
ふっ素及びその化合物	<u>規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4</u> （妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、 <u>規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のライン</u> を追加する。）又は <u>5.2</u> （蒸留操作を行う場合にあっては、 <u>フェノールフタレイン溶液</u> を加えず、pH 試験紙によって液性を判別する。）及び <u>5.5</u> に定める方法
ほう素及びその化合物	<u>規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6</u> に定める方法

	つては、 <u>規格 52 の備考 6</u> に定める方法を除く。)
砒素及びその化合物	<u>規格 61</u> に定める方法
ふっ素及びその化合物	<u>規格 34.1</u> （ <u>規格 34 の備考 1</u> を除く。）若しくは <u>34.4</u> （妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものをを用い、 <u>日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のライン</u> を追加する。）に定める方法又は <u>規格 34.1.1c</u> （注 ² ）第 3 文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法及び <u>水質環境基準告示付表 7 に掲げる方法</u>

	ほう素及びその化合物	規格 <u>47.1</u> 、 <u>47.3</u> 又は <u>47.4</u> に定める 方法
--	------------	--